

「自殺のない地域社会づくり」に向けた自殺予防事業業務仕様書

1 目的

自殺予防に関する正しい知識の啓発や相談窓口等の分かりやすい情報発信を通して、県全体で自殺予防に取り組む気運を醸成するとともに、様々な悩みを持つ方に向けた相談会を開催することで、自殺企図につながり得る危険因子の低減を図る。

2 業務を委託する期間

契約の日から令和8年3月25日まで

3 委託料

11,059,000 円（消費税及び地方消費税額を含む）を上限とする。

なお、支払いは、業務完了後の精算払いとする。

4 業務の内容

(1) テレビ、インターネット等を活用した広告等による啓発

テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用し、県民一人ひとりが自殺を身近な課題と捉え、“気づき”“声かけ”“見守り”を実践することを呼びかける「ひなたのキズナ“声かけ”運動」や、一人で悩みを抱えている方へ相談機関等への相談を促す内容の広告を実施すること。

① 留意事項

テレビCMやオンライン上のバナー広告、SNS広告等を想定しているが、他に効果が期待できる方法があれば企画提案書へ記載すること。テレビCMにあたっては、県自殺予防ポータルサイト「ひなたこころサポート」や宮崎県庁動画ポータルサイト「楠並木ちゃんねる」等に掲載している既存動画の放映も可とするが、新規テレビCMを1本以上制作すること。

② その他

- ・ 県において、必要なデータの提供を行う。
- ・ 受託者において、以下を行う。
 - ・ 広告作成・実施
 - ・ その他必要事項

(2) 自殺予防週間及び自殺対策強化月間ポスター等の発送

自殺予防週間（9月）及び自殺対策強化月間（3月）に係るポスター、県内相談窓口一覧リーフレット等の袋詰め及び発送を行うこと。

① その他

- ・ 県において、送付物（ポスター、リーフレット等）、送付先住所のデータ及び封筒を用意する。
- ・ 受託者において、以下を行う。
 - ・ 送付物の袋詰め
 - ・ 送付物の発送（各回約 700 カ所）
 - ・ その他必要事項

(3) 街頭キャンペーンの企画・実施運営

自殺予防週間（９月）及び自殺対策強化月間（３月）の期間中またはその前後に、商業施設等において、県民向けに自殺予防啓発を目的とした街頭キャンペーンを実施すること。

① 実施回数

２回以上

② 配付物

啓発グッズ 各日 500 個以上（500 セットを目処に配布する）

③ 昨年度の実施状況

イオンモール宮崎 1 階専門店北入口にて、ワンストップ相談会チラシや啓発グッズの配付、啓発パネル展示を実施。（実施日：８月 27 日、２月 25 日）

④ 留意事項

啓発グッズ・啓発資料の配布とともに、(4)に掲げるワンストップ相談会の広報を実施すること。テレビやラジオ、SNS 等と連動した情報発信やクイズ等の参加型ミニイベントの実施など、他に効果が期待できる方法があれば企画提案書へ記載すること。

⑤ その他

- ・ 県において、過去に制作したロゴ等のデータ提供を行う。
- ・ 受託者において、以下を行う。
 - ・ 啓発グッズの作成
 - ・ 街頭やその他配布施設に係る調整
 - ・ 会場設営（机、イス、パネル展示用スタンド等の持ち込み）
 - ・ その他必要事項

(4) ワンストップ相談会（対面型）

自殺予防週間（９月）及び自殺対策強化月間（３月）の期間中またはその前後に、弁護士や臨床心理士など幅広い専門家が参加し、県民の様々な悩みの相談を無料で

受け付ける対面型相談会を開催する。

① 実施回数

2 回以上

② 実施場所

宮崎市内（県有施設など、会場使用料のかからない場所を想定）

③ 広報

様々な媒体を通じて実施

④ その他

- ・ 県において、以下を行う。
 - ・ 実施日の決定
 - ・ 会場の選定、確保
 - ・ 相談機関との連絡調整
- ・ 受託者において、以下を行う。
 - ・ 会場設営（机、椅子、パーティション等の持ち込み）
 - ・ 当日の運営（相談員への弁当、お茶等の手配を含む）
 - ・ 相談機関に対する謝金の支払い（1 団体につき 1 日 31,000 円）
相談機関：宮崎県弁護士会×2、宮崎県司法書士会、宮崎県看護協会、
宮崎県公認心理師・臨床心理士会、宮崎県精神保健福祉士協会、
宮崎自殺防止センター 延べ7 機関
- ・ その他必要事項

⑤ 昨年度の実施状況

日時	場所	相談人数	相談件数
令和 6 年 9 月 8 日	イオンモール宮崎	27 組	35 件
令和 7 年 3 月 1 日	宮崎県立図書館	22 組	28 件

※レイアウトは、別紙 1 のとおり（開催場所によって調整する場合がある。）

(5) オンラインワンストップ相談会

県内各地から相談会への参加が可能となるよう、オンライン（テレビ会議）型のワンストップ相談会を開催する。

① 実施回数

10 月～2 月の間で 1 回以上

② 実施場所

相談員会場：宮崎市

サテライト会場（相談者用の会場）：県内 2～3 カ所程度

③ 広報

様々な媒体を通じて実施すること。

④ その他

- ・ 県において、相談機関との連絡調整を行う。
- ・ 受託者において、以下を行う。
 - ・ 各会場の選定、確保、支払い
 （サテライト会場は、相談者のプライバシーを十分に確保することが可能な施設を選定すること。相談員会場は県庁会議室でも対応可。）
 - ・ 各会場設営（ブースの設営、オンライン相談用機器の手配等）
 - ・ 当日の運営
 相談員会場：オンライン機器の接続、相談員への弁当・お茶等の手配
 サテライト会場：相談者の受付・案内、オンライン機器の接続
 - ・ 相談機関に対する謝金の支払い（1団体につき1日31,000円）
 相談機関：宮崎県弁護士会、宮崎県司法書士会、宮崎県看護協会、
 宮崎県公認心理師・臨床心理士会、宮崎県精神保健福祉士協会、
 宮崎自殺防止センター 延べ6機関
 - ・ その他必要事項

⑤ 昨年度の開催例

日時	場所		相談 人数	相談 件数
令和7年 1月26日	相談員会場	県庁防災庁舎	-	-
	都城市	未来創造ステーション	5組	6件
	小林市	K I T T O小林	11組	12件

(6) ポケット版「こころの電話帳」の作成・配布

特に中高年層に対して、県内の各相談窓口を周知することを目的に、財布や手帳等に入れて携帯しやすいミニサイズの電話帳を作成し、周知効果が期待できる配付先と調整の上、発送すること。なお、デザインは、令和6年度に県が作成したポケット版「こころの電話帳」を基調に作成することとし、原稿は、県が支給する。

① 仕様等

90mm×55mm 程度 カラー印刷

20,000部（県へ納品8,000部、県内発送12,000部）

② その他

- ・ 県において、以下を行う。
 - ・ 電話帳に掲載する相談窓口との連絡調整
 - ・ 県の出先機関、県内市町村への発送

- ・ 受託者において、以下を行う。
 - ・ 電話帳の作成、印刷
 - ・ 県内配布先の選定、調整、発送
 - ・ その他必要事項

③ 昨年度の配布機関

金融機関、地域包括支援センター、宮崎県パチンコ・パチスロ協同組合、ポートピア宮崎、サテライト宮崎、バスセンター等

④ 留意事項

悩みを抱えた方が手に取りやすく、啓発効果が期待できるような配布方法及び配布機関を企画提案書に記載すること。

(7) 免許返納時の啓発手帳の作成

県内の高齢者等の運転免許返納者に対し配付する啓発資料を 5,000 部作成する。なお、デザインは、令和 6 年度に県が作成した「相談窓口のすすめ」を基調に作成することとし、原稿は、県が支給する。

① 仕様等

ア A3リーフレット、2つ折り両面カラー印刷

イ A4、両面カラー印刷

※アにイを挟み込んで納品すること。

② その他

- ・ 県において、以下を行う。
 - ・ 電話帳に掲載する相談窓口との連絡調整
 - ・ 県運転免許センターとの調整
- ・ 受託者において、以下を行う。
 - ・ 掲載内容の提案
 - ・ 啓発資料の作成・印刷
 - ・ その他必要事項

(8) 新聞、雑誌等を活用した電話相談員募集の広報

自殺防止相談電話の体制強化を図るため、新聞や雑誌等で電話相談員募集の広報を行う。

① 仕様等

新聞、雑誌等に広告掲載 5 回程度

② その他

- ・ 県において、必要なデータの提供を行う。

- ・ 受託者において、以下を行う。
- ・ 広告等の作成、掲載
- ・ その他必要事項

③ 留意事項

以下に示す電話相談員募集時期を参考に、高い広報効果が期待できるような広報媒体及び内容を企画提案書に記載すること。

(参考) 電話相談員募集時期

NPO法人国際ビフレンダーズ宮崎自殺防止センター 6、9月

NPO法人宮崎いのちの電話 4月1日～1月10日

(9) 独自提案による企画の実施（児童・生徒向け啓発）

児童・生徒に対し、いのちの大切さや、悩みを抱えて精神的に苦しいときに、一人で悩みを抱え込まず、誰かに相談することの大切さを伝える企画を実施すること。

なお、委託料のうち、100万円を上限に実施すること。実施に当たっては、児童・生徒の関心を高める仕掛けや工夫を行うこと。啓発ポスターや啓発グッズの作成・配布のみの提案は対象外とする。

(例)

- ・ いのちの大切さを伝える内容の絵本を用いたプロによる読み聞かせの実施
- ・ いのちの大切さを伝える動画の作成
- ・ 商業施設等での親子で楽しめる参加型イベント（クイズやプレゼントキャンペーン等）の実施
- ・ 児童福祉関係施設やこども食堂等と連携した取り組みの実施

5 成果報告書の作成

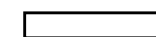
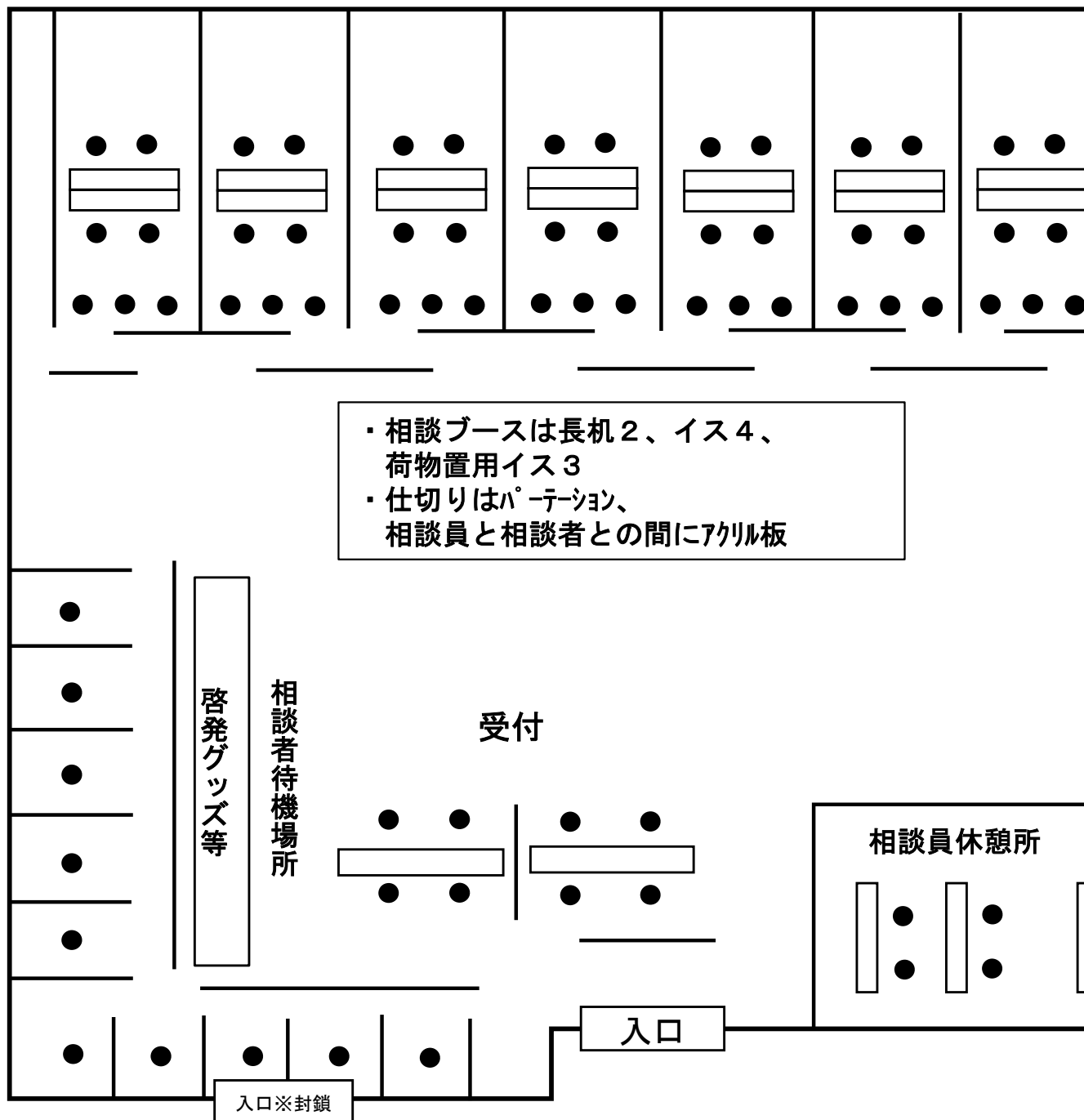
成果報告書一式（電子データ及び紙媒体）

6 その他

- ・ 委託業務の遂行にあたり疑義が生じた場合又はこの仕様書に定めのない事項については、県と十分協議を行うこと。
- ・ 業務進捗にあたっては、各事業の業務スケジュール表（進捗管理表）を作成し、県の担当者と共有すること。また、業務スケジュールに大幅な変更が生じる場合は、内容を修正の上、県の担当者と共有すること。

【別紙 1】

ワンストップ相談会会場レイアウト



：机



：イス



：パーティション